

公立大学法人秋田公立美術大学学生納付金規程

平成25年4月1日

規程第82号

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田公立美術大学学則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第1号）第49条および秋田公立美術大学大学院学則（平成29年公立大学法人秋田公立美術大学規程第5号）第39条の規定に基づき、秋田公立美術大学および秋田公立美術大学大学院（以下「大学」という。）の授業料、入学料および入学検定料（以下、「授業料等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(授業料等の徴収)

第2条 大学に在学する者から授業料を、入学する者（特別聴講学生を除く。）から入学料を、入学を志願する者（特別聴講学生を除く。）から入学検定料を徴収する。

2 授業料は、前期および後期の2期に区分して徴収するものとし、その期間は次に掲げるとおりとする。

(1) 前期 4月から9月まで

(2) 後期 10月から翌年3月まで

3 秋田公立美術大学の授業料等およびその納入期限は、別表第1のとおりとする。

4 大学院の授業料等およびその納入期限は、別表第2のとおりとする。

(授業料等の不還付)

第3条 既に徴収した授業料等は、還付しない。ただし、理事長は、特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

(授業料の減免)

第4条 理事長は、特別の理由があると認めるときは、授業料を減免することができる。

(授業料の減免区分)

第5条 理事長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を授業料から減免するものとする。

- (1) 学生が年度の中途において復学した場合 授業料の年額の12分の1に相当する額に当該年度の始めの月から復学した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額
- (2) 学生が前期又は後期の全期間にわたって休学した場合 授業料の年額の2分の1に相当する額
- (3) 学生が前期において転学し、退学し、卒業し、もしくは修了した場合もしくは除籍された場合又は後期の始めに再入学した場合 授業料の年額の2分の1に相当する額
- (4) 学生が年度の全期間にわたって休学した場合 授業料の年額に相当する額
- (5) 秋田公立美術大学大学院在学期間延長者に関する規程（令和3年秋田公立美術大学規程第19号）により、大学院博士課程に在学する学生が在学期間を1年間延長した場合 授業料の年額の2分の1に相当する額

2 理事長は、前項各号に掲げる場合のほか、学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、授業料を減免することができる。

- (1) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）（以下「法」という。）の規定による授業料の減免対象者として認定された場合
- (2) 学資を主として負担する者（以下「学資負担者」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けており、授業料を納付することが困難と認められる場合（学部学生を除く。）
- (3) 授業料の徴収期限前1年以内において、学資負担者が死亡し、授業料を納付することが困難であると認められる場合（学部学生を除く。）
- (4) 授業料の徴収期限前1年以内において、学資負担者が天災その他不慮の災害により著しい損害を受け、授業料を納付することが困難であると認められる場合（学部学生を除く。）
- (5) 前3号に掲げるもののほか、学資負担者が授業料を納付することが困難であると認められる相当の理由がある場合（学部学生を除く。）

3 前項の規定による授業料の減免は、各期の授業料について、減免を受けようとする者の申請に基づき、審査の上行うものとする。

4 第2項の規定により授業料から減免する額は、各期の授業料について、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第2項第1号に該当する場合 法の規定により算定する額

(2) 第2項第2号に該当する場合 各期の授業料の全額に相当する額

(3) 第2項第3号および同項第5号に該当する場合 各期の授業料の2分の1に相当する額

(4) 第2項第4号に該当する場合 被害の程度に応じて各期の授業料の全額、4分の3、2分の1又は4分の1に相当する額

(授業料の減免の申請)

第6条 前条第3項の申請は、同条第2項第1号にあっては当該授業料の徴収期限前の別に定める期日までに、対象者の認定に関する申請書又は対象者の認定の継続に関する申請書により行わなければならない。

2 前条第3項の申請は、同条第2項第2号から第5号にあっては当該授業料の徴収期限の14日前までに、授業料減免申請書に当該各号に該当する者であることを証する書類を添えて行わなければならない。

(授業料の分割徴収および徴収猶予)

第7条 理事長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、授業料を分割して徴収し、又は授業料の徴収を猶予することができる。

(1) 授業料の徴収期限前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は天災その他不慮の災害により著しい損害を受け、授業料を徴収期限までに納付することが困難であると認められる場合

(2) 前号に掲げるもののほか、授業料を徴収期限までに納付することが困難であると認められる相当の理由がある場合

2 前項の規定による授業料の分割徴収又は徴収の猶予は、各期の授業料について、分割徴収又は徴収の猶予を受けようとする者の申請に基づき、審査の上行うものとする。

3 第1項の規定による授業料の分割徴収の最終期限は、前期は7月末日以前の期日、後期は1月末日以前の期日であって、理事長が定める期日とする。

4 第1項の規定による授業料の徴収の猶予の期間は、当該徴収の猶予に係る事由が消滅するものと理事長が認める期間とする。ただし、当該期間の最終期限は、前期は7月末日以前の期日、後期は1月末日以前の期日であって、理事長が定める期日とする。

(授業料の分割徴収および徴収の猶予の申請)

第8条 前条第2項の申請は、当該授業料の徴収期限の14日前までに、授業料分割徴収（徴収猶予）申請書に同条第1項各号に該当する者であることを証する書類を添えて行わなければならない。

(授業料の減免等申請者に対する徴収猶予)

第9条 理事長は、第6条の規定による授業料の減免又は第8条の規定による授業料の分割徴収もしくは徴収の猶予（以下「授業料の減免等」という。）の申請をした者については、次条の規定による決定の通知があるまで、当該授業料の徴収を猶予するものとする。

(授業料の減免等の決定の通知)

第10条 理事長は、授業料の減免等を行うことを決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

2 理事長は、授業料の減免等を行わないことを決定したときは、理由を付して、その旨および当該授業料の徴収期日を申請者に通知するものとする。

(授業料の減免等の変更の届出)

第11条 授業料の減免等を受けている者は、その理由に変更が生じた場合又はその理由が消滅した場合は、減免等理由変更届出書にその旨を証する書類を添えて理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、授業料の減免等を受けている者について、減免額、分割の回数もしくは方法又は徴収の猶予の期間を変更する必要があると認めるときは、審査の上、直ちにこれらを変更するものとする。

3 前条の規定は、前項の規定による減免額、分割の回数もしくは方法又は徴収の猶予の期間の変更について準用する。

(入学料の減免および徴収猶予)

第12条 理事長は、法の規定による入学料の減免を受けようとする者が入学料の減免対象者として認定された場合は、入学料を減免するものとする。

る。

2 前項の規定による入学料の減免は、減免を受けようとする者の申請に基づき、審査の上行うものとする。

3 前項の申請は、入学する日以前の別に定める期日までに、対象者の認定に関する申請書により行わなければならない。

4 第1項の規定により減免する入学料の額は、法の規定により算定する額とする。

5 第9条および第10条の規定は、入学料の減免に準用する。

(再入学する者に対する入学料の免除)

第13条 理事長は、大学の学生であった者が、再入学する場合について、入学料を免除するものとする。

(大学院学生が大学科目等履修生を兼ねる場合の授業料等の免除)

第14条 理事長は、秋田公立美術大学大学院に在籍している学生が、秋田公立美術大学の科目等履修生として入学を志願し、又は入学する場合について、入学検定料および入学料ならびに授業料を免除するものとする。

(科目等履修生等であった者に対する入学料等の免除)

第15条 理事長は、大学の科目等履修生であった者が、再び科目等履修生として入学を志願し、又は入学する場合について、入学検定料および入学料を免除するものとする。

2 前項の規定は、大学の聴講生であった者が、再び聴講生として入学を志願し、又は入学する場合について準用する。

(決定の取消し)

第16条 理事長は、授業料等の減免等を受けている者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請をし、その他不正な行為によって授業料等の減免等の決定を受けた場合

(2) 秋田公立美術大学学則又は秋田公立美術大学大学院学則の規定により懲戒処分を受けた場合

(3) 授業料等の減免等の事由に該当しないこととなった場合

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、授業料等の徴収等に関し必要な事

項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
(令和2年度の授業料の納入期限等の特例)
- 2 令和2年度の第7条による授業料の分割徴収および徴収猶予については、同条第3項および第4項中「7月末日」とあるのは、「8月末日」とする。
(令和2規程19・追加)
- 3 令和2年度の別表第1および第2による大学の授業料の納入期限については、別表第1および第2中「5月31日」とあるのは、「6月30日」とする。

(令和2規程19・追加)

附 則 (平成26年3月31日規程第6号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年10月30日規程第26号)

この規程は、平成27年10月30日から施行する。

附 則 (平成28年2月4日規程第6号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日規程第10号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年10月1日規程第13号)

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月2日規程第23号)

- 1 この規程は、令和元年12月2日から施行する。
(令和2規程22・一部改正)
(経過措置)
- 2 令和元年度前期又は後期の授業料の減免を受けている学部学生について、令和2年度以後初めて授業料の減免を行う場合であって、改正後の公立大学法人秋田公立美術大学学生納付金規程(以下「改正規程」という。)の規定を適用した場合、減免額がこの規程による改正前の公立大

学法人秋田公立美術大学学生納付金規程（以下「旧規程」という。）の規定を適用した場合に比べて減少するときは、旧規程の規定を適用することができる。また、次回以後の授業料の減免を行う場合においても同様とする。ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、それ以後はこの措置を適用しない。

- (1) 改正規程の規定を適用した場合、減免額が旧規程の規定を適用した場合に比べて増加したとき
- (2) 旧規程の規定を適用して非該当となったとき
- (3) 令和元年度から授業料の減免を受けようとする学期までに授業料の減免の申請が行われなかった学期があるとき
（令和2規程22・追加）

附 則（令和2年5月22日規程第19号）

この規程は、令和2年5月22日から施行する。

附 則（令和3年11月4日規程第17号）

この規程は、令和3年11月4日から施行する。

別表第1 秋田公立美術大学授業料等（第2条関係）

区分		金額	納入期限
授業料	学生	年額535,800円 〔前期267,900円 後期267,900円〕	前期 5月31日 後期 10月31日
	研究生	月額29,700円	前期 5月31日 後期 10月31日
	科目等履修生	1単位14,800円	履修を開始する日の 属する月の末日
	特別聴講学生	1単位14,800円	聴講を開始する日の 属する月の末日
	聴講生	1単位7,400円	聴講を開始する日の 属する月の末日
入学料	学生		入学手続を行ったとき
	市民	282,000円	
	市民以外	423,000円	

	の者		
	研究生	84,600円	
	科目等履修生	28,200円	
	聴講生	28,200円	
入学検定料	学生	17,000円	入学願書を提出したとき
	研究生	9,800円	
	科目等履修生	9,800円	
	聴講生	9,800円	

備考 この表において「市民」とは、入学の日の1年前から引き続き秋田市に住所を有する者（その配偶者又は1親等の親族がこれに該当する者を含む。）をいう。

別表第2 秋田公立美術大学大学院授業料等（第2条関係）

区分		金額	納入期限	
授業料	学生	年額535,800円 { 前期267,900円 後期267,900円	前期 5月31日 後期 10月31日	
	研究生	月額29,700円	前期 5月31日 後期 10月31日	
	科目等履修生	1単位14,800円	履修を開始する日の属する月の末日	
	特別聴講学生	1単位14,800円	聴講を開始する日の属する月の末日	
	聴講生	1単位7,400円	聴講を開始する日の属する月の末日	
入学料	学生	市民	282,000円	入学手続きを行ったとき
		市民以外の者	423,000円	
	研究生	84,600円		
	科目等履修生	28,200円		

	聴講生	28,200円	
入学検定料	学生	17,000円	入学願書を提出した とき
	研究生	9,800円	
	科目等履修生	9,800円	
	聴講生	9,800円	